

(仮称)姫路市観光交流センター開館準備及び管理運営業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年1月

姫路市

## 1 募集の概要

### (1) 業務名

(仮称)姫路市観光交流センター開館準備及び管理運営業務委託

### (2) 履行期間

#### ① 開館準備期間

契約締結日から施設開館日（令和8年10月24日（土）予定）の前日まで

#### ② 管理運営業務期間

施設開館日から令和13年1月31日（金）まで

#### ③ 管理運営業務期間終了後の整理業務期間

令和13年2月1日（土）から同年3月31日（月）まで

### (3) 履行場所

姫路市二階町50番地、姫路市呉服町49番地（ローレルコート姫路大手前通り西棟1階）

### (4) 業務の目的及び概要

本市の中心市街地のさらなるにぎわい創出と観光産業の成長を図るため、令和8年10月オープン予定の（仮称）姫路市観光交流センター（以下「観光交流センター」という。）において、市内の観光施設や地域事業者等と連携しながら来訪促進及び来訪者の満足度向上を目指し、開館準備から開館後の管理運営まで一貫した体制のもと、観光情報の発信、地場産品等の展示・販売、交流イベントの実施等を通じて本市の魅力を広く発信することを目的とする。

## 2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていかなければならない。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。

(2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 公告の日において、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

(4) 公告の日から契約相手方の決定の日までの間において、次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合  
イ 人的関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係  
次のいずれかに該当する2者の場合をいう。
- (ア) 組合とその組合員の関係にある場合  
(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合
- (8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当する事実がないこと。  
ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。
- (9) 平成28年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した観光案内施設の開館準備業務\*（新規開業に限る）の実績及び当該施設の管理運営業務\*を当該施設の運営開始日から3年以上継続して運営した実績を有すること。  
また、平成28年4月1日以降に物販事業（販売商品の選定・仕入れ、管理・保管業務を含む。）を3年以上継続して運営した実績を有していること。なお、当該物販事業の発注者は国又は地方公共団体に限らないものとし、前述の開館準備業務及び管理運営業務を実施した施設以外において行われたものであっても差し支えないものとする。
- \*開館準備業務**  
業務執行体制の確保（スタッフの募集・雇用・事前研修）、当該施設に関する事前広報
- \*管理運営業務**  
当該施設来訪者への観光案内、観光情報の発信、集客イベントの実施、当該施設に関する広報

### 3 プロポーザルに関する担当部局等

- (1) 担当部局  
姫路市観光経済局観光コンベンション室（以下「観光コンベンション室」という。）  
住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
電話：（079）221-1500
- (2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和8年(2026年)1月26日(月)から令和8年(2026年)4月10日(金)まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	観光コンベンション室 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032566.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032566.html</a>

#### 4 プロポーザル実施に係るスケジュール

項目	日 時
1 公告及び要求水準書等の公表	令和8年1月26日(月)
2 参加表明手続の提出書類の受付期限	令和8年2月12日(木) 午後 4時
3 参加資格確認結果の通知	令和8年2月13日(金)
4 プロポーザルに関する質問受付期限	令和8年2月20日(金) 午後 4時
5 プロポーザルに関する質問への回答	令和8年2月26日(木) 午前10時
6 提案資料提出書類の受付期限	令和8年3月17日(火) 午後 4時
7 提案内容のプレゼンテーション	令和8年3月23日(月)
8 契約候補者の特定	令和8年3月26日(木)
9 契約候補者の通知	令和8年3月30日(月)
10 契約相手方の決定	令和8年4月 3日(金) [予定]
11 契約締結予定日	令和8年4月10日(金) [予定]
12 審査結果の公表	令和8年4月13日(月) [予定]

#### 5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却しない。

##### ア 提出書類

- (イ) 使用印鑑届兼委任状（様式1）
- (ロ) 参加表明書（様式2）
- (ハ) 履歴事項全部証明書

※令和7年10月26日以降に発行された最新のものの原本又は写し

※本市の業者登録がない事業者に限る。

- (ア) 業務実績調書（様式3-1、3-2）
- (オ) 関連企業申告書（様式4）
- (カ) 姫路市税の納税証明書（滞納無証明書）  
※公告日以後に発行されたものの原本又は写し  
※市税の納税義務がある場合に限る。
- (キ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3）  
※公告日以後に発行されたものの原本又は写し

##### イ 提出部数

各1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等配布期間	令和8年(2026年)1月26日(月)から令和8年(2026年)2月12日(木)まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	観光コンベンション室 (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続きに必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。 <a href="https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032566.html">https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000032566.html</a> )

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

原則、郵送の場合は書留郵便等の配達の記録が確認できる方法による。なお、郵便事故により参加表明書類が不着であった場合において配達の記録が確認できない場合は、参加資格の有無に係る異議申し立ては受け付けない。

オ 提出場所

観光コンベンション室

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和8年2月9日(月)午前9時から同月12日(木)午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は提出期間最終日の午後4時必着とする。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和8年2月13日(金)までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和8年2月20日(金)正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に提出すること。市長は期日までに当該請求があった場合、請求者に対し速やかに回答する。

## 6 説明会

説明会は行わない。

## 7 プロポーザルに関する質疑について

(1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法により本プロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式5）

イ 提出方法

質疑書に質問事項のほか必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

[kanko@city.himeji.lg.jp](mailto:kanko@city.himeji.lg.jp)

エ 提出期限

令和8年2月20日(金)午後4時まで

(2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和8年2月26日(木)午前10時から

イ 回答方法

回答は姫路市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加事項又は修正事項として取り扱う。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

## 8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

(1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「(仮称)姫路市観光交流センター開館準備及び管理運営業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式（様式7～9）

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式8-1～6（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

原則、郵送の場合は書留郵便等の配達の記録が確認できる方法による。なお、郵便事故により提案資料が不着であった場合において配達の記録が確認できない場合は、第12項第2号により失格とし、失格に係る異議申し立ては受け付けない。

(4) 提出場所

観光コンベンション室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和8年3月13日(金)午前9時から同月17日(火)午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く。）、郵送により提出する場合は提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においてはこの限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は一切返却しない。

カ 提出された提案資料は本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は本業務以外の目的で使用しない。

## 9 プレゼンテーションの実施

- (1) 前項の規定により提出した提案資料について、提案者による提案内容の説明（以下「プレゼンテーション」という。）を求める。なお、プレゼンテーションの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。
- (2) プレゼンテーションは提案内容に関する説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。
- (3) 正当な理由なくプレゼンテーションを欠席した場合は、失格となる場合がある。

## 10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

- (1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査はプレゼンテーションを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、（仮称）姫路市観光交流センター開館準備及び管理運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

ウ 審査委員会において、提案資料及びプレゼンテーションの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案内容に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案内容に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、提案金額の最も低い者を契約候補者とする。提案金額の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

- (2) 評価項目及び評価基準

ア 提案内容に関する評価

評価項目		評価基準	配点	配点
(1) 業務経歴	①業務実施体制	組織	▶ 本業務の遂行に十分な人員・組織体制が確保されているか。 ▶ 本市や地域事業者等と円滑に連絡調整を実施できる体制となっているか。	5点
		人員	▶ 観光案内業務に必要な知識、語学力を有している又は関連研修の受講歴があるか。あるいは、類似施設での実務経験があるか。 ▶ 接客に必要な地域・観光情報の知識、語学、マナー、おもてなし、ホスピタリティ等を向上するための研修計画・体制は十分であるか。	10点
	②財務能力		▶ 支払能力・倒産リスク・収益力など、本業務を継続できるだけの健全かつ安定した財務状況であるか。	5点
	③業務計画		▶ 開館準備期間及び本市との協議・調整を行う期間も踏まえた円滑なスケジュールが示されているか。	5点
	④危機管理体制		▶ 事故・事件や災害時等における危機管理体制は十分か。	5点

評価項目		評価基準		配点	配点	
(2) 提案内容	①観光情報の収集 及び管理方法		<ul style="list-style-type: none"> <li>観光等の最新情報を入手する手段や入手した情報を来訪者へ効果的に周知するための方法が明確に提案されているか。</li> <li>観光客等から得た情報・意見を的確に分析し、サービス改善への具体的な方法が提案されているか。</li> </ul>	10点	70点	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>顧客ニーズや市場動向を踏まえ、取扱予定商品、販売キャンペーン、試飲・試食、イベントの実施等により売上向上を重視しながら、商品を通じて姫路・播磨地域の魅力を効果的に発信し、購買意欲を高めるための具体的かつ実現可能な販売計画が提案されているか。</li> <li>売上予測の算出根拠が具体的で、市場規模や動向、想定来場者数等を踏まえ合理的に示されているか。</li> </ul>			
	②地場産品等の 展示・販売に 関する提案	販売計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路・播磨地域の商品の価値、魅力等が来場者に伝わる商品紹介の工夫があるか。</li> <li>販売商品を適切に管理・保管し、衛生的で安全な商品を提供できる体制となっているか。</li> <li>パッケージデザインや商品開発に向けた具体的なスケジュールが示されており、実行可能な計画となっているか。</li> </ul>	15点		
		販売促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>姫路・播磨地域の商品の価値、魅力等が来場者に伝わる商品紹介の工夫があるか。</li> <li>販売商品を適切に管理・保管し、衛生的で安全な商品を提供できる体制となっているか。</li> <li>パッケージデザインや商品開発に向けた具体的なスケジュールが示されており、実行可能な計画となっているか。</li> </ul>			
	③ほこみち <sup>*</sup> 等に 関する提案	ポップアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポップアップコーナーの使用方法、使用頻度、効果検証の方法等の具体的な計画が示されており、実行可能なものであるか。</li> </ul>	10点		
		ほこみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>ほこみちを活用し、本市の魅力発信や観光交流センターへの来場促進につながる提案がされており、まちなかの回遊性向上や滞在時間の増加に期待できるか。</li> </ul>			
	④広報に関する 提案	独自提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニバーサルツーリズムや体験プログラム等の独自提案により、観光交流センターの価値を高めることが期待できるか。</li> </ul>	5点		
		H P	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者視点に立った使いやすいデザインと構成となっているか。</li> <li>多言語対応やアクセシビリティの確保が図られているか。</li> </ul>			
		S N S	<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲット別に最適化されたSNS運用戦略が提案されているか。</li> <li>定期的かつ計画的な投稿スケジュールの設定がされているか。</li> </ul>	5点		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲット別に最適化されたSNS運用戦略が提案されているか。</li> <li>定期的かつ計画的な投稿スケジュールの設定がされているか。</li> </ul>			

\*ほこみち（歩行者利便増進道路制度）

令和3年3月に本市のシンボルロードである大手前通りを「歩行者利便増進道路（ほこみち）」に指定し、居心地の良い歩行者空間の形成（椅子、テーブルの設置やイベント空間としての利用）が可能となっている。詳細については本市ホームページを参照すること。  
(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000024431.html>)

※ 下表のとおり6段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.80
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.60
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.40
E	要求水準をやや上回っている程度	各項目の配点×0.20
F	要求水準を最低限満たしている程度	各項目の配点×0.00

#### イ 提案金額に関する評価

第8項第1号に定める提案資料の様式9に記載された提案金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。

各提案者から提案された提案金額のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、提案金額に関する評価点の満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、20点に第1位の提案金額と当該提案者が示す提案金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の提案金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20 \text{ 点} \times \left( \frac{\text{全提案中最低の提案金額}}{\text{当該提案者の提案金額}} \right)$$

#### ウ 総合評価点

提案内容に関する審査員全員の平均点（100点満点）と提案金額に関する評価点（20点満点）の合計により算出する（満点120点）。なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、提案金額に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

#### エ 最低点

提案者の提案内容に関する評価点は30点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定しない。また、提案者が1者であっても最低基準点を下回る場合は契約候補者として選定しない。

#### （3）その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提案書が指定の枚数を超過する場合は、超過した提案書については評価しない。

ウ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問合せには応じない。

オ 契約候補者の特定を令和8年3月26日（木）に行う。特定された契約候補者へは、口頭又は電話にて連絡した上で、その旨を別途書面により通知する。また、契約候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。

カ 特定された契約候補者は、令和8年4月8日（水）午後4時までに本件業務の見積書を観光コンベンション室に提出すること。

キ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和8年4月13日（月）を目途に姫路市ホームページに掲載する。

ク 審査の経緯については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

## 11 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

## 12 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第10項第1号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により観光コンベンション室に持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。  
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

## 13 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において、姫路市公告第30号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他、本プロポーザルの条件に違反した者

## 14 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他市長が必要と認めるときには、市長は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則、提案者が負うものとする。

## 15 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は参加表明者の負担とする。

## 16 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、契約候補者に対し指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなつた場合、これを満たしていないことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、市長は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱に定める暴力団排除に関する誓約書（第3号）を提出しなければならない。
- (4) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合、その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、当該参加者に対し指名停止を行うことがある。
- (5) 審査結果について、契約締結後に別添「(仮称)姫路市観光交流センター開館準備及び管理運営業務委託公募型プロポーザルの審査結果について」のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、参加者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

(6) 本案件は電子契約を活用した契約締結を可能とする。契約候補者となった者で電子契約を希望する場合は、見積書の提出期限までに電子契約利用申請書を観光コンベンション室まで提出すること。なお、必要な様式等は、必要に応じて姫路市ホームページからダウンロードし使用すること。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000029779.html>)